

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項 〕		
減収見込額	[初年度] — (▲550) [平年度] — (▲550) [改正増減収額] —	(単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の安定的な供給を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	セメント製品の供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。
	政策目標の達成状況	セメント製品は、近年においても安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用数量 (kL)) 平成27年度 17,913 平成28年度 17,243 平成29年度 17,547 平成30年度 17,121 令和元年度 17,121 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和元年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。
	ページ	18 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	(適用件数)	(減収額 (百万円))	
	平成27年度	933	575
	平成28年度	929	554
	平成29年度	916	563
	平成30年度	895	550
	令和元年度	895	550
	出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和元年度は経済産業省試算		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要なセメントの安定的供給を実現できる。		
前回要望時の達成目標	セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。		
	セメント(原料)	セメント製品	
	平成27年	101.0%	100.0%
	平成28年	100.0%	100.0%
	平成29年	101.9%	100.0%
	平成30年	101.0%	100.0%
	令和元年	101.9%	100.0%
	出所：(一財)経済調査会「積算資料」		
これまでの要望経緯	平成13年度：創設 平成21年度：3年間延長 平成24年度：3年間延長 平成27年度：3年間延長 平成30年度：3年間延長		
ページ	18 — 3		